

年金コーナー

保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態です、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは市役所市民課又は支所住民生活課の国民年金担当窓口で申請してください。（申請書は担当窓口にあります。）

平成20年度の免除等は、平成20年7月から平成21年6月までの期間を対象として審査します。

ただし、平成20年7月に申請する場合は、平成19年7月から平成20年6月分までの期間（前サイクル分）についても申請することができます。

7月に前サイクル分の免除等も申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いいたします。

【問い合わせ】 長崎社会保険事務局年金課

095(832)2700まで

社会保険事務局の出張相談のお知らせ

8月6日(水) 上対馬総合センター

午後1時から午後5時まで

8月7日(木) 上対馬総合センター

午前10時から午前12時まで

国民健康保険税の特別徴収(年金天引) になっている(予定も含む)方々へお知らせ



長崎県国保マスコット
「すこやかくん」

国民健康保険税のお支払い方法の変更について

国民健康保険税について、現在特別徴収(年金天引)となっている方、又は、本年10月より特別徴収の予定となっている方のうち、以下の 及び のいずれの要件も満たす方は、国民健康保険税の特別徴収を中止して、口座振替によりお支払いいただくことが可能となりました。

平成18年度以降保険税を滞納することなく納めていただいている方。
これからの保険税を、口座振替により納めていただける方。

以上の条件を満たし、特別徴収の中止をご希望の方は、市役所税務課並びに各支所住民生活課の窓口にて「特別徴収中止申出書」を準備していますので、ご記入のうえ提出ください。なお、新規に口座振替契約をされる方は契約書(控)のご提示をお願いします。

なお、お申し出は、8月11日(月)までにお願いします。

税務課の窓口にお申し出いただいた後、速やかに10月分の年金からのお支払いを中止する手続きを行います。が、期限(8月11日)を過ぎてお申し出いただいた場合は、10月分の中止手続きに間に合わない場合があり、その場合は12月分以降の年金から中止させていただくことになりますのでご了承下さい。

ご不明な点は市役所税務課並びに各支所住民生活課税務担当までお尋ねください。

市役所税務課 0920(53)6111 内線231、232、233

税のひとくちメモ【第7回】

入湯税

入湯税とは鉱泉浴場(温泉施設)に入湯することに対してかかる税金で、市の環境衛生施設、観光施設整備に要する費用に充てる目的税です。

納税義務者・・・対馬市にある温泉施設(湯多里ランド等)を利用する方。

税 率・・・1人1日につき150円です。

なお、中学生以下及び70歳以上の方、また高齢者福祉センター「ピアハウス」での利用については入湯税は免除となります。



【問い合わせ】 税務課 納税班 0920(53)6111(内線)241~244